

決 定 要 旨

被 審 人 (本 店) 東京都渋谷区幡ヶ谷 2 丁目 4 3 番 2 号

(商 号) オリンパス株式会社

平成 2 4 年度 (判) 第 1 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 1 8 5 条の 8 第 8 項の規定に基づき、平成 2 4 年 7 月 1 1 日付け課徴金納付命令決定のうち、別表番号 1 ないし 1 5 に係る部分は、これを取り消す。

平成 2 5 年 9 月 4 日

金融庁長官 畑 中 龍 太 郎